

第14章 行政不服申立て（法第50条・51条）

（不服申立て）

法第50条 第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項の規定に基づく処分若しくはその不作為又はこれらの規定に違反した者に対する第81条第1項の規定に基づく監督処分についての審査請求は、開発審査会に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、開発審査会に代えて、当該不作為に係る都道府県知事に対してすることもできる。

2 開発審査会は、前項前段の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から2月以内に、裁決をしなければならない。

3 開発審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、処分をした行政庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。

4 第1項前段の規定による審査請求については、行政不服審査法第31条の規定は適用せず、前項の口頭審理については、同法第9条第3項の規定により読み替えられた同法第31条第2項から第5項までの規定を準用する。

法第51条 第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第42条第1項ただし書又は第43条第1項の規定による処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、審査請求をすることができない。

2 行政不服審査法第22条の規定は、前項に規定する処分につき、処分をした行政庁が誤って審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

開発行為の許可等の処分又は不作為について不服のある者は開発審査会に対して審査請求をすることができる。不服申立ての手続等については、行政不服審査法の規定が適用される。この章では、開発審査会に対する審査請求を中心に概要について説明する（詳細については行政不服審査法を参照のこと。）。

1 不服申立て

(1) 意義

不服申立てとは、行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為に関し不服のある者が、行政庁の処分又は不作為を違法又は不当として、行政不服審査法その他の法令の定めるところにより不服を申し立てること。

「処分」とは、いわゆる行政処分（許可、認可等）のほか公権力の行使に当たる行為をいう。

「不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。

(2) 不服申立て（審査請求）

行政庁の処分又は不作為に不服がある者は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の区分に応じて審査請求をすることができる。

ア 処分をした行政庁又は不作為に係る行政庁（以下「処分庁等」という。）に上級行政庁がある場合は、当該処分庁等の最上級行政庁

イ 処分庁等に上級行政庁がない場合は、当該処分庁等

行政不服審査法第5条に定める処分庁に対する再調査の請求は、都市計画法に再調査の請求をすることができる旨の定めがないため、行うことができない。

(3) 不服申立てをすることができる者

ア 行政庁（知事又は土木事務所長）の処分不服がある者は、審査請求をすることができる。「不服がある者」の具体的な範囲は、判例において、当該処分について審査請求をする法律上の利益がある者であり、行政事件訴訟法第9条の定める原告適格を有する者の具体的な範囲と同一と解されている。

イ 法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間を経過しても行政庁の不作為がある場合には、当該不作為についての審査請求をすることができる。

2 不服申立ての方法

(1) 開発審査会に対する審査請求

次の処分についての審査請求は、開発審査会に対して行う（都市計画法第50条第1項前段）。

ア 法第29条第1項若しくは第2項の規定による処分

イ 法第35条の2第1項の規定による処分

ウ 法第41条第2項ただし書の規定による処分

エ 法第42条第1項ただし書の規定による処分

オ 法第43条第1項の規定による処分

カ アからオまでの規定に違反した者に対する法第81条第1項の規定による監督処分

(2) (1)のアからカまで以外の法に基づく処分に係る不服申立て

(1)のアからカまで以外の法に基づく処分（都市計画法第37条第一号、第45条の規定による承認等）についての不服申立ては、知事が行った処分及び土木事務所長が行った処分のいずれについても、知事に対して審査請求を行う。

(3) (1)のアからオまでの処分に係る不作為についての不服申立て

(1)のアからオまでの処分に係る不作為についての審査請求は、開発審査会に対してするが、開発審査会に代えて知事に対してすることもできる（都市計画法第50条第1項後段。不作為庁が知事である場合も土木事務所長である場合も同じ。）。

(4) (1)のアからオまで以外の法に基づく処分に係る不作為についての不服申立て

(1)のアからオまで以外の法に基づく処分に係る不作為については、知事に対して審査請求を行う。

3 不服申立ての方式

不服申立て（審査請求）は、審査請求書の正本及び必要な数の副本の書面を提出しなければならない。

4 審査請求書の提出先

開発審査会への審査請求書は、京都府開発審査会の事務局（京都府建設交通部建築指導課）に提出する。また、処分庁等を経由して提出することもできる。

5 開発審査会への審査請求期間

審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にしなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

また、審査請求は、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

不作為についての不服申立期間は、定められていない。

6 審査請求書の記載事項

(1) 処分についての審査請求書には次の事項を記載しなければならない。

- ア 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
イ 審査請求に係る処分の内容
ウ 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
エ 審査請求の趣旨及び理由
オ 処分庁の教示の有無及びその内容
カ 審査請求の年月日
キ 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所
ク 審査請求期間の経過後において審査請求をする場合は、行政不服審査法第 18 条第 1 項ただし書又は第 2 項ただし書に規定する正当な理由

(2) 不作為についての審査請求書の記載事項

- ア 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
イ 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日
ウ 審査請求の年月日
エ 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所

参考様式1 (処分についての審査請求書)

年 月 日	
京都府開発審査会 御中	
審査請求人 住所又は居所 氏名又は名称	⑩
(連絡先 ○○○-○○-○○○○ (電話番号))	
審査請求書	
次のとおり審査請求をします。	
1 審査請求に係る処分の内容	○○土木事務所長の○○年○○月○○日付け○○処分
2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日	○○年○○月○○日
3 審査請求の趣旨	○○○○
4 審査請求の理由	○○○○
5 処分庁の教示の有無及びその内容	○○○○
6 添付書類	(1)○○○○ (2)○○○○

注1 審査請求人が法人その他の団体若しくは財団である場合、総代を互選した場合

又は代理人によって審査請求をする場合には、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を審査請求人の次に記載する。

注2 代表者若しくは管理人、総代又は代理人がある場合には、その資格を証する書面を添付する。

参考様式2（不作為についての審査請求書）

年 月 日	
京都府開発審査会 御中	
審査請求人	住所又は居所 氏名又は名称 ㊞ (連絡先 ○○○-○○-○○○○ (電話番号))
審査請求書	
次のとおり審査請求をします。	
1	当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日 ○○○○
2	審査請求の趣旨 ○○○○
3	添付書類 (1)○○○○ (2)○○○○

注1 審査請求人が法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を審査請求人の次に記載する。

注2 代表者若しくは管理人、総代又は代理人がある場合には、その資格を証する書面を添付する。

(3) 審査請求書の補正

審査請求書の記載事項に不備がある場合は、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを審査請求人に命じるため、審査請求人は補正書の提出等により補正を行う。審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかとなるとき、審査請求人が相当の期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、審理手続を経ないで、裁決で、審査請求を却下することができる。

7 弁明及び反論

弁明とは、審査庁の求めに応じて審査請求に対する処分庁の事実上、法律上の主張をすることであり、弁明書を提出して行う。反論とは、弁明書による処分庁の主張に対する審査請求人の主張をすることであり、反論書を提出して行う。

8 審理の方式

開発審査会に対する審査請求では、開発審査会は、裁決を行う場合においては、行政不服審査法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、処分をした行政庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行う（都市計画法第50条第3項）。

9 審査請求の取下げ

審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。審査請求の取下げは、書面でしなければならない。

10 裁決（行政不服審査法第 44 条～第 49 条）

開発審査会は、審理を行った上、裁決を行う。

処分についての審査請求にあつては、審査請求が不適法である場合には却下の裁決を、審査請求に理由がない場合には棄却の裁決を、審査請求に理由がある場合には認容（処分の取消し）の裁決を行う。

不作為についての審査請求にあつては、審査請求が不適法である場合には却下の裁決を、審査請求に理由がない場合には棄却の裁決を、審査請求に理由がある場合には裁決で当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。

11 不服申立ての特例

法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 42 条第 1 項ただし書又は第 43 条第 1 項の規定による処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、審査請求をすることができない（法第 51 条）。